

審査基準

平成17年4月1日作成

法令名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項：第13条第2項
処分概要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者(委任先)：石川県公安委員会
法令の定め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日間
申請先：石川県警察本部交通部交通指導課又は警察署交通課
問い合わせ先：石川県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話076-225-0110内線5154）
備考：